

2020年12月10日

海事関係の令和3年度税制改正について

我が国造船業は現在、かつてない未曾有の危機に直面しております。本会は、この状況から脱却するため、国土交通省海事局が推進する「造船業の再構築プラン」の実現に向けて、様々な形で政府等関係機関への要望活動を展開し、業界意見を表明しております。

令和3年度税制改正については、本日、与党税制改正大綱が決定されました。本会が要望していた「船舶に係る特別償却制度」の延長や「国際船舶に係る固定資産税の特例措置」の拡充・延長が認められ、日本海運の国際競争力強化と国内造船所への発注促進に繋がるものと考えております。

我が国の経済安全保障にとって重要な造船業の再構築に向けて、海事関係議員を始め、多くの方々にご支援いただいたことに、この場を借りて御礼申し上げます。

「船舶産業の競争基盤整備に係る固定資産税の特例措置」につきましては、今般の税制改正での創設は残念ながら叶いませんでしたが、本会では、引き続き、「造船業再構築プラン」の実現に向けて諸活動を行ってまいりますので、今後とも関係の皆様のご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上